

岩手県告示第52号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
三陸やまだ	定置漁業
綾里	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用していさをとることを目的とする漁業及び定置漁業